

## ケミトックス環境ニュース(Vol.33)

2013年6月10日  
株式会社ケミトックス  
中山 紘一  
住田 智希

## 施行された EU の RoHS 指令のその後

## 改正 RoHS 指令の除外項目(その 2)

改正 RoHS 指令が 2011 年 7 月 1 日に EU 官報で告示され、2011 年 7 月 22 日から施行されました。今回、除外項目の続きについて解説しましょう。

対象となる製品はカテゴリ 1~11 となります。しかし、軍需機器、宇宙用機器、指令の範囲から除外されるかまたは該当しない他の種類の機器の一部として特別に設計され、設置される機器はこの除外項目の対象外となります。

カテゴリ 1~11 の中で、カテゴリ 5、カテゴリ 6、カテゴリ 8、カテゴリ 9 については、それぞれ除外に該当する項目があります。

その除外項目の内容は、表 1 内で**橙色**で示したものが該当します。

表 1-1 除外項目の一覧

分類	項目	詳細	WEEE	RoHS
対 象		対象製品は交流1,000V、直流1,500Vを超えない定格電圧で使用される電気電子機器製品に適用		
		消耗品の扱いは電子機器に定義に合致するもの(例:プリンターのカートリッジ)は適用される(石鹸や掃除機のパックなどは対象外)		
対 象 外		軍需機器、宇宙用機器、指令の範囲から除外されるかまたは該当しない他の種類の機器の一部として特別に設計され、設置される機器		
1	大型家庭用電気製品	大型冷凍機、冷蔵庫・食品保存庫、洗濯機・洗濯乾燥機、食器洗い機、調理器、電気ストーブ、ホットプレート、電子レンジ、その他の大型食品調理器(グリル等)、電熱器、電気暖房機、その他の大型ルーム加熱機、ベット、椅子、電動ファン、エアコン、その他空調機等	2005-08-23 より適用	2006-07-01 より適用
2	小型家庭用電気製品	電気掃除機、カーペットクリーナー、その他の掃除機、ミシンなどの裁縫機器、アイロンなどの衣類機器、トースター、フライヤー、コーヒーマシーン、電気ナイフ、整髪機器、ヘアドライヤー、電動歯ブラシ、電動ひげそり、ボディケア機器、時計、タイムレコーダー、スケール等	2005-08-23 より適用	2006-07-01 より適用
3	IT及び遠隔通信機器	中央データ処理機、メインフレーム、ミニコン、プリンター(カートリッジ)、パソコン(CPU、マウス、モニター、キーボード)、ラップトップパソコン(CPU、マウス、モニター、キーボード)、ノートパソコン、ノートパッドパソコン、複写機、タイプライター、電卓、その他の収集、保存、加工機器、ファックス、テレックス、電話機、コードレス電話、携帯電話、応答機器、その他の情報機器、電流や電磁波を伝送するケーブル(HDMIケーブル、光ファイバーケーブル、ネットワークケーブル)等	2005-08-23 より適用	2006-07-01 より適用
4	民生用機器	ラジオ、テレビ、ビデオカメラ、ビデオ、ハイファイ録音機、オーディオアンプ、電気楽器、リクライニングチェア、リクライニングベッド、その他の録音・映像機器等	2005-08-23 より適用	2006-07-01 より適用

表 1-2 除外項目の一覧

分類	項目	詳細	WEEE	RoHS
5	照明装置	各種蛍光灯(家庭用照明を除く)、直管蛍光灯、小型蛍光灯、高輝度照明(ナトリウムランプ、ハロゲンランプ)、低圧ナトリウムランプ、その他のランプ類等	2005-08-23 より適用	2006-07-01 より適用
		除外 フィラメント管球を除く		
6	電動工具	電気ドリル、のこぎり、旋盤、フライス盤、研摩盤、リベット機器、溶接機、はんだごて、塗装工具、その他の電動工具、芝刈機、その他のガーデン機器等	2005-08-23 より適用	2006-07-01 より適用
		除外 大規模据付工具(生産機械)、大規模固定式設備は除く		
7	玩具	電動電車/カーレーシングセット、携帯ゲーム機器、ゲーム機、各種スポーツ用コンピューター、スロットマシン等	2005-08-23 より適用	2006-07-01 より適用
8	医療用機器	放射線療法機器、心電図測定器、透析装置、人工呼吸器、試験管診断装置、分析器、フリーザー、その他の検査・予防・モニター・処置の機器、補聴器等	2005-08-23 より適用	2014-07-22 より適用
		除外 2014-07-22以前に上市された医療機器に使用される修理、再利用、機能更新または容量アップグレードのためのケーブル及びスペアパーツは除く		
		除外 体外診断用医療機器(IVD)	2005-08-23 より適用	2016-07-22 より適用
除外 2016-07-22以前に上市された体外診断用医療機器に使用される修理、再利用、機能更新または容量アップグレードのためのケーブル及びスペアパーツは除く				
9	監視及び制御機器	煙探知機、加熱制御機、サーモスタット、家庭用・実験室用計測機、はかり、自家発電機等	2005-08-23 より適用	2014-07-22 より適用
		除外 2014-07-22以前に上市された監視及び制御機器に使用される修理、再利用、機能更新または容量アップグレードのためのケーブル及びスペアパーツは除く		
		除外 工場設備に使用される監視及び制御機器等	2005-08-23 より適用	2017-07-2 より適用
除外 2017-07-22以前に上市された工場設備に使用される監視及び制御機器に使用される修理、再利用、機能更新または容量アップグレードのためのケーブル及びスペアパーツは除く				
10	自動販売機	飲料自動販売機、飲料缶や瓶の自動販売機、固形物自動販売機、現金交換機、現金引出機、その他の自動販売機等	2005-08-23 より適用	2006-07-01 より適用
11	その他の電気・電子機器	カテゴリー1～10に分類されない電気・電子機器(自動ドア、発電機、LED装飾、移動式包装機械、プラグのないケーブル、完成品でないケーブル等)	2019-07-22より適用	

特にカテゴリー6の電動工具における除外項目として「大規模据付工具(生産機械)」と「大規模固定式設備」があげられていますが、その解釈について対照表を作成しましたので紹介します。

疑問に思った時に参考にして頂ければと思います。

表2 除外となる大規模据付工具と大規模固定設備の対照表

対象	大規模据付工具(生産機械)	大規模固定式設備
	Large-scale Stationary Industrial Tools	Large-scale Fixed Installations
定義	<p>特定用途向けに共に機能する機械、機器および／または構成部品の大型組立品であって、専門家により特定の場所に恒久的に設置および撤去され、製造工場施設または研究開発施設において専門家により使用および保守されるものが対象</p>	<p>数種類の設備およびその他の装置を大規模に組合せて、専門家によって組立および設置され、予め設定された専用の場所に恒久的に使用することが意図され、専門家によって撤去されるものなどが対象</p>
	<p>“large-scale stationary industrial tools” means a large-scale assembly of machines, equipment, and/or components, functioning together for a specific application, permanently installed and de-installed by professionals at a given place, and used and maintained by professionals in an industrial manufacturing facility or research and development facility</p>	<p>“large-scale fixed installation” means a large-scale combination of several types of apparatus and, where applicable, other devices, which are assembled and installed by professionals, intended to be used permanently in a pre-defined and dedicated location, and de-installed by professionals</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定用途のために共に機能する機械、機器および／または大型組立品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数種類の設備およびその他の装置を大規模に組合せ</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の場所に専門家によって恒久的に設置および撤去されるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家によって組立および設置され、撤去されるもの</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造工場施設または研究開発施設において専門家によって使用され保守されるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予め設定された専用の場所に恒久的に使用することが意図されるもの</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模であるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模であるもの</li> </ul>
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造機械</li> <li>・ 工作機械 (NC 旋盤、ボール盤、金属成型プレス、新聞印刷プレス)</li> <li>・ 加工対象の検査装置(電子ビーム、レーザー、遠紫外線による欠陥検出システム、プリント配線板の自動検査装置、IC 用自動検査装置)</li> <li>・ クレーン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造ライン</li> <li>・ ロボット</li> <li>・ 工作機械 (工業、食品業、印刷媒体等) を含む生産設備</li> <li>・ コンベア搬送システム</li> <li>・ エレベータ</li> <li>・ 自動倉庫</li> <li>・ 発電機など電気供給システム</li> <li>・ 鉄道信号インフラ</li> <li>・ 業務用で固定設置された空調、冷房、暖房システム</li> </ul>
備考	<p>輸送する物の総量が 5.71 X 2.35 X 2.39 m を超え、20 フィートコンテナで移動するには大きすぎる場合が大規模に該当</p>	
	<p>設置物の合計重量が 44 トン以上なら大規模に該当</p>	

<参考資料>

1. 改正 RoHS 指令の EU 官報 (2011-07-01)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:174:0088:0110:EN:PDF>